

死亡届出に関する手続きについて

このたびは、大切なご親族のご不幸に際しまして、心よりお悔やみ申し上げます。

死亡届出に関しましては、市民課①番窓口（924-8532）で職員にお声をかけてください。

なお、既に届出済の方については、死亡届出受付後に交付された「死体埋火葬許可証」は、納骨の際必要となりますので、大切に保管してください。

また、死亡届出により、戸籍と住民票と印鑑登録の抹消手続きは自動的に行われますが、下記の手続きが必要な場合もありますので、該当する方は平日の開庁時間（午前8時45分～午後5時15分）にご来庁ください。

なお、手続きの詳しい内容につきましては、担当課へお問い合わせください。

手続き内容	受付窓口	担当課	電話番号
世帯主変更の手続き	1階 ②	市民課	924-8533
※亡くなられた方の住民票が「亡くなられた方のみの1人世帯」や「亡くなられた方と他の方との2人世帯」の場合は、世帯主変更の手続きは不要です。			
国民年金の手続き（※1）	1階 ⑥	市民課	924-3848
国民健康保険の手続き	1階 ⑦	健康保険課	924-8534
ごみ袋の手続き	1階 ⑫	循環型社会推進課	924-4098
し尿の手続き ※水洗トイレは不要です。	1階 ⑪	環境施設課	997-2760
後期高齢者医療の手続き	1階 ⑯	健康保険課	924-3997
身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の返却	1階 ⑰	障がい福祉課	924-3838
市税に関する手続き（※2）	2階 ③	納税課	924-8524
介護保険の手続き	2階 ⑦	高齢介護課	924-9360
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・子ども医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の手続き	7階	こども若者政策課	924-3839

※1 厚生年金の受給者および新法の老齢基礎年金（年金コード1150）の方は、八尾年金事務所（996-7711）にお問い合わせください。

※2 相続人の方に納税義務が発生する場合がありますので、市税状況を必ず確認してください。

※上記以外の手続きが必要な場合もあります。

住所が八尾市以外の方は、住民登録している市区町村で手続きを行ってください。

戸籍謄・抄本の申請について

届出された内容を戸籍に記載するには1週間～10日程度の日数が必要となります（本籍地が八尾市以外の方は、10日以上の日数を要する場合があります）ので、戸籍謄・抄本の申請はそれ以降にお願いいたします。